

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【告示】				
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課	○	【公安委員会】	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	〃	〃		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃	〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定	障害福祉課	〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新	〃	〃		
○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧	水産課	〃	生活安全企画課	
○ 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施	都市計画課	〃		
【公告】				
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課	〃		
○ 第四十七期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者の推薦手続	労働雇用政策課	〃		
○ 令和元年度家畜商講習会の開催	畜産課	〃	担当課（室）	

◎岡山県告示第五百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月三日

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

アイ薬局阿知店

倉敷市阿知二一五―三

令和元年十二月一日

さび薬局真備店

倉敷市真備町有井六二―一

令和元年十二月一日

金光薬局倉敷新田店

倉敷市新田三一四八

令和元年十二月一日

寿元堂薬局

倉敷市東町一〇―一

令和元年十二月一日

◎岡山県告示第五百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

さくらんぼ薬局

倉敷市西阿知町新田六―二

令和元年十二月一日

ホリエ薬局

総社市駅前一―八―七二

令和元年十二月一日

◎岡山県告示第五百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

きび薬局真備店

倉敷市真備町有井六二一

令和元年十一月三十日

◎岡山県告示第五百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
名 称			
にいつクリニック	浅口郡里庄町新庄二九二九一	耳鼻咽喉科	令和元年十二月一日
やっこ薬局	津山市南新座一〇四一二	調剤	令和元年十二月一日
スマイル薬局きびじ店	総社市岡谷三三九一	調剤	令和元年十二月一日

◎岡山県告示第五百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
有限会社あしだ薬局高野店	津山市高野本郷一二五八―九	調剤	令和元年十二月一日
のぞみ薬局山下店	津山市山方三四―五	調剤	令和元年十二月一日

◎岡山県告示第五百二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

備前市穂浪二五四三一一二二 奥山 輝久

備前市穂浪二四七一 奥山 徳仁

二 加入区

伊里

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

伊里漁業協同組合

四 縦覧期間

令和元年十二月三日から同月十七日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

瀬戸内市邑久町虫明五八〇一 松本 晴道

瀬戸内市邑久町虫明四三七四 野崎 透

二 加入区

邑久

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

邑久町漁業協同組合

四 縦覧期間

令和元年十二月三日から同月十七日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第五百二十七号

令和二年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マニフェストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8（1）から（3）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書（(11)の受任者に係るものを含む。）

(3) 県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二8及び9の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二3及び4の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)の申請書に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

令和二年一月六日（月）から同月三十一日（金）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。六1において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課

〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号

電話 〇八六―二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間内の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参することとし、郵送又は信書便による提出は認めない。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績

2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち

二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 二3の許可を受けた車両であること。

(2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八〇メートル以下、幅二・五〇

メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。

(3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。

(4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三 3 の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A 四サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三 3 の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三 3 の場所

令和元年 12月3日 岡山県公報 第12149号

〔四七三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年十一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パッション

三 代表者の氏名

福田 睦

四 主たる事務所の所在地

岡山市南区西紅陽台二丁目五八番地五八七

五 定款に記載された目的

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

令和元年12月3日 岡山県公報 第12149号

〔四七四〕令和元年十一月十八日をもって、第四十七期岡山県労働委員会委員のうち労働者委員に欠員が生じたので、補欠労働者委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり当該委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 補欠労働者委員の数及び任期

- 1 委員の数 一名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。
- 2 任期 任命の日から令和二年十一月二十七日まで

四 提出書類

- 1 推薦書（様式）
 - 2 候補者の履歴書
 - 3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書
- 書類の提出期限

令和二年一月二十四日（金）。なお、郵送の場合、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号
様式

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，第47期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 （年齢）	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略 歴	備 考

令和元年 12月3日 岡山県公報 第12149号

〔四七五〕家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催日時

令和二年二月六日（木曜日）及び同月七日（金曜日）の午前九時から午後五時まで

二 開催場所

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農高等学校

三 講習の科目及び時間

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に写真（受講申請書提出前六月以内に撮影した無帽の正面上三分身のもので、縦三センチメートル、横二・四センチメートルの大きさのもの）を貼り付け、住所地を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、県外に居住する者にあつては、住所地の都道府県の畜産担当課を経由し、岡山県農林水産部畜産課に提出すること。

2 受講手数料

三千四百五十円相当の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

3 受付期間

令和元年十二月十一日（水曜日）から令和二年一月十日（金曜日）までとする。

ただし、郵送又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

五 その他

講習会について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六―二二六―七四二八）又は各県民局農林水産事業部農畜産物生産課に問い合わせること。

◎岡山県公安委員会告示第百八十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

令和元年十二月三日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

経験者（更新）講習課程							初心者講習課程		講習課程
							令和二年 三月四日	令和二年 一月二十二日	開催年月日
							午前十時	午前十時	開催時刻
							倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	開催場所
							津山市林田七七 津山警察署		
							令和二年 一月二十九日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
							令和二年 二月五日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
							令和二年 二月十九日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
							令和二年 二月二十六日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
							令和二年 三月十一日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
							令和二年 三月二十五日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

初心者講習課程

六千九百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百八十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和元年十二月三日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和二年二月十八日（火） 午前十時	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

令和二年二月十二日（水）まで

三 受講手数料

九千八百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百八十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和元年十二月三日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トランプ射撃（トランプから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
令和二年一月九日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
令和二年一月十三日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
令和二年一月十五日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
令和二年一月二十日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
令和二年一月二十三日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
令和二年一月二十七日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

令和二年二月三日（月） 午前十時	令和二年二月六日（木） 午後一時	令和二年二月十日（月） 午前十時	令和二年二月十七日（月） 午前十時	令和二年二月十九日（水） 午後一時	令和二年二月二十四日（月） 午前十時	令和二年二月二十七日（木） 午後一時	令和二年三月二日（月） 午前十時	令和二年三月三日（火） 午後一時	令和二年三月九日（月） 午前十時
	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

日	時	場	所
令和二年一月九日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	
令和二年一月十日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
令和二年一月十五日（水） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	

2 スキート射撃（クレ－がセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

令和二年三月十二日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
令和二年三月十六日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年三月二十三日（月） 午前十時	
令和二年三月二十五日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
令和二年三月三十日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

令和二年一月十七日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年一月二十三日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年一月二十四日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年一月三十一日（金） 午前十時	
令和二年二月六日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年二月七日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年二月十四日（金） 午前十時	
令和二年二月十九日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年二月二十一日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年二月二十七日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

- 三
受講手続
- 1
提出書類
- 所定の様式による受講申込書
- 2
提出先
- 住所地を管轄する警察署
- 3
提出期限

令和二年二月二十八日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年三月三日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年三月六日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年三月十二日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年三月十三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年三月二十日（金） 午前十時	
令和二年三月二十五日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年三月二十七日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

令和元年 1 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 9 号

◎岡山県公安委員会告示第百八十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和元年十二月三日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場 所
令和二年一月十四日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和二年一月二十一日（火）	午前十時	
令和二年一月二十八日（火）	午前十時	
令和二年二月四日（火）	午前十時	
令和二年二月十八日（火）	午前十時	
令和二年二月二十五日（火）	午前十時	
令和二年三月三日（火）	午前十時	

令和二年三月十日（火） 午前十時	令和二年三月十七日（火） 午前十時	令和二年三月二十四日（火） 午前十時	令和二年三月三十一日（火） 午前十時

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。